

社会福祉施設給食栄養月報記入等要領

〔該当施設〕

根拠法令	施設種別
児童福祉法	乳児院、児童養護施設、その他の児童福祉施設 ※保育所は除く
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）	障害者支援施設
老人福祉法	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、その他の老人福祉施設 ※介護老人福祉施設は除く
生活保護法	救護施設、更生施設、その他の保護施設

項目	記入方法
月報作成月及び提出日	(1) 10月分とする。 (2) 作成の翌月20日までに1部所轄の健康福祉事務所（保健所）へ提出すること。
保存期間	3年とする。
在籍者数	月報作成月の15日現在の在籍者数を年齢区分により記入すること。
食事時間	朝食時刻、昼食時刻、夕食時刻について記入すること。
給食延べ食数	給食延べ食数、給食延べ食数内訳は、1か月の各々延べ給食食数の数を記入すること。
栄養指導	(1) 指導方法別に、指導対象にチェックを入れ、指導内容と1か月の延べ指導人員を記入すること。 (2) 集団指導は、その回数も記入すること。 (3) その他の指導（管理栄養士養成施設学生、栄養士養成施設学生等への指導、地域からの依頼を受けて行った講演や指導など）はその対象、内容及び回数、延べ人員を記入すること。
栄養摂取状況	(1) 作成対象は、施設で一番対象者の多い食種とする。 (2) 対象区分または年齢区分を欄外※の（ ）に記入すること。 例：中学2年生男児、50～69歳の女性など (3) 栄養素別、食品群別に1人1日当たり目標量及び給与量を記入すること。 ただし、幅で設定している栄養素の場合は幅で記入してもさしつかえない。 (4) 炭水化物エネルギー比は、炭水化物由来のエネルギーの全エネルギーに占める割合を記入すること。 (5) たんぱく質エネルギー比は、たんぱく質由来のエネルギーの全エネルギーに占める割合を記入すること。

	<p>(6) 脂肪エネルギー比は、脂肪由来のエネルギーの全エネルギーに占める割合を記入すること。</p> <p>(7) 食品群別の目標量は、栄養素別目標量を給与するために施設内で設定した量を記入すること。</p> <p>ただし、他の食品群の中に含めている、または食品群として設定していない等群別の分類が異なる場合は、その内容がわかるように記載すること。</p> <p>(例) みそを大豆製品として区分：大豆・大豆製品及びその他豆類にみそを含めた量を記入し、備考欄にその旨を記入すること。</p> <p>みそを調味料として区分：調味料として区分している旨を記入。</p>
食品群別荷重平均栄養量表	<p>食品構成表の設定に際し、施設独自で算出したものを使用している場合のみ、施設独自にチェックをし、栄養士会等作成のものを使用している場合等は、その他にチェックをし、() 内に使用しているものの作成者等を記入すること。</p>
給食提供の考え方	<p>給食の提供を行うにあたり、施設として、どのような方針であるか、どのような考え方で給食の提供を行っているか、適温適時や個別対応の方法及びアセスメントをはじめ、実施方法等、記載すること。</p>
1人1日当たり給食材料費	<p>1人1日当たりの給食材料費を記入すること。</p>
備考	<p>特記すべき事項がある場合は記入すること。</p>